総務企画委員会　総務部・危機管理監室関係

平成28年4月28日

◎佐藤正幸委員　じゃまず、熊本地震について係る県の支援について御報告もありまして、私はぜひ全力を挙げて取り組んでいただきたいというふうに思っております。

　　　そのうえでいくつかお尋ねしたいのですが、一つは16日におこったマグニチュード7.3の震源、これは本心となった布田川断層で、従来の評価では長さ19キロと推定されていたものが、今度の政府の調査委員会では19キロよりも長い断層が活動したという評価がされ、GPSの計測だと27キロに渡って断層がずれている。そして南阿蘇村、先ほどあったように最大97センチずれたということらしいのです。

　　　私は今回の地震は、マグニチュード9.0の東日本大震災とは違い、浅い震源でマグニチュード6.5クラスであれば日本中どこででも震度7の大地震が発生する可能性があると。しかも、断層が連動して動いたこと、震度7クラスの地震が頻発し、被害が大きくなったと。このようないくつかの教訓がもうすでに明らかになったとおもんですよね。

　　　そこでこの教訓を踏まえ、私は今指摘もあった、県内の主な活断層である邑知潟、森本・富樫断層の被害想定などを改めて再評価をして、必要な対策を今からとっておくべきだと思いますが、現時点で県の考えをお聞かせください。

◎絈野健治危機管理監　県では過去、平成7年から3年にかけまして、県内の大地震を想定したしまして、地震被害想定調査を実施したところです。今回の熊本の地震では、委員御指摘のとおり、震度7クラスの地震が立て続けに起こったということで、従来であれば本震が先に来て、その後余震が発生し、徐々に収束していくのですが、これまでにない地震活動であったということがございます。

断層の被害想定、あるいは断層の延長の見直しについては、今回の熊本地震の検証結果、あるいは国の防災基本計画、そういった点検内容を踏まえまして、今後検討していきたいという風に考えております。

◎佐藤正幸委員　ぜひ真剣に検討していただいて、政府の調査委員会は未知の断層も判明したという報道もありますし、そして内陸の地震としては今回、震源域が100キロを超えるようなところまで広域で広がったということも指摘をされております。

　　　私は今回のような地震は日本中どこにでも起こり得る、これを肝に銘じ対応する必要があると思います。布田川断層は地震発生確率最大0.9％。しかし県内の森本・富樫断層は2％から8％で、単純に考えると約10倍の確立です。邑知潟断層は2％で、これも約2倍にあたります。今回の地震を踏まえ、改めて避難計画の検討など、真剣な検証が必要だと訴え、次の質問に移ります。

　　　避難所の生活改善問題についてお尋ねします。

　　　連日のＴＶ放送を視聴していると、やはり多くの方々がどうにかならないものかと思っていると思います。わが党も今回の避難に関しては、熊本県内外にもっと安心できる避難所を確保し、プライバシーの保護をなどと様々な要望を提出しました。仮に石川県に同様の地震が起きた場合、どうするかと考えたときに、やはり県の対応が非常に重要になってくると思います。

　　　改めていろいろな資料をみてみましたら、県の地域防災計画では避難所の開設は市町の避難所運営マニュアルに定めるところによると。こういうふうにあるのです。金沢市の避難所運営マニュアルというのもあるとかと思ったら、やはりありました。

　　　まず、全市町がこのマニュアルを策定しているのか、まずお聞かせ願いたいです。金沢市のマニュアルを見ると、できる限りプライバシーの確保に努めるとなっています。市町単体での確保が困難の場合は県に応援要請を行うと、こういうふうになっているんです。実際にプライバシーの確保を行おうとした場合、推定より多くの避難所が必要となります。そうなったら、各隣県の市町に協力を県として求めていく。これは実際に起こってからの対応では遅いので、今のうちから想定し、例えば市町の連絡会議とかいろんな形でそういう対応がスムーズに行えるように今のうちから検討しておくべきだと考えているのですが、県としてはどのようにお考えなのか、お尋ねします。

◎絈野健治危機管理監　避難所運営マニュアルです、災害時に避難所を円滑に運営するために県のほうでマニュアルを作りました。現在、県内すべての市町村で策定されておるところです。

　　　それから、プライバシーの県でございますけれども、こういった県の地域防災計画であるとか、先ほど申しました運営マニュアル等でプライバシーの確保を図るということが歌ってございます。避難所の確保、必要数が万が一、市町村の中で対応できないということであれば、市町を超えた広域な対応については、県が調整をおこなうこととなっておりますので、そういう対応を日ごろから準備していきたいとおもっております。

　　　それから、今回の熊本の地震で、熊本県で県域全体と申しますか、かなりの部分で対応ができないというようなことがありまして、物流拠点等につきまして隣県で拠点を設けまして、そこから熊本に運ぶというような対応も今回されておりましたので、県内だけではなくて、隣県との協調関係等も今後非常に大切になってくるとおもいますので、そういった対応もこれからしっかり各県と調整していきたいと考えております。

◎佐藤正幸委員　ぜひその方向でお願いしたいと思うんですね。

　　　次に、関連して原発問題についてどうしても聞いておく必要があるんですけど、今回、熊本県の益城町では地震の揺れの大きさをあらわす加速度で最大加速度1,362ガルという揺れが記録されております。これは九州電力が川内原発で想定した基準地震動と言われる620ガルの2倍以上にあたります。

　　　志賀原発ではどうかということを考えたときに、志賀原発2号機では北陸電力の新規制基準の適合性確認では基準地震動は1,000ガルです。ストレステストというものは一度やられましたけど、このストレステストでも1号機、2号機とも格納容器ベント配管で1,158ガル、燃料プールで1,200ガル。なにを言いたいかといいますと、今回、熊本で起こった地震以上の揺れでは志賀原発は対応できないことになるわけです。

　　　今回のような地震がおこったらもう志賀原発は耐えられないと、このことについてまず県としてはどんなふうにお考えなのか、まずお尋ねをしておきたいと思います。

◎絈野健治危機管理監　原子力発電所については、国の新規制基準に基づきまして、原子力発電所敷地内の地盤であるとか地質であるとか、周辺の活断層、それからさまざま古今東西の文献など、そういった詳細な調査をおこないまして、発電所の敷地に影響を与える最大の地震動、いわゆる基準地震動を策定し、それに耐えうるような安全性が確保されるかどうか検証するということになっております。

　　　委員御指摘のとおり、北陸電力では平成26年の8月に2号機の新規制基準に基づく適合性審査の申請にあたりまして、1,000ガルの基準地震動を設定して地震対策を行っているところです。

　　　この基準地震動が適正であるかどうかについては、今後原子力規制委員会において新規制基準に基づく適合性審査が行われることになっておりますので、その場で施設の耐震性の確認がされていくものと考えております。今回益城町では最大1,362ガル揺れたということですけれども、それは最大の場所なので、それが実際に原子力発電所で揺れるとは限らないということでございますから、その辺は敷地の状況等を踏まえて、国の規制委員会の法で安全性を確認するということになっております。

◎佐藤正幸委員　先ほども指摘したのですが、日本中どこにでも起こり得ると。しかも気象庁も経験則は通じないとまでおっしゃっているのです。実際、そういう大きな揺れがあったわけですから、志賀原発では起きないというふうに私はならないと思います。

　　　くしくも昨日、第6回原子力規制委員会で敷地内破砕帯の評価書が受理されて、先ほども報告あった通りにS-1は変位したと解釈するのか合理的で、S-2,S-6は東横ずれの活断層として活動した可能性があると、極めて明確だと私は思っております、

　　　そこで、この問題の最後にしたいとおもうんですけど、今回の地震の特徴のもう一つは、大きな余震が続いていることであって、そのため余震が怖く、家や建物内に戻れないという状況があるんですね。そうしますと、志賀原発で事故が起こった時の避難はどうするかというと、まずは5キロ圏内は即時避難、つづいて5キロから30キロ圏内は屋内退避後、放射線を監視しながら避難するという二段階避難になっているはずなんです。今回の地震によって、この避難方法には大きな問題があるということが私は明らかになったのではないかと思います。

　　　どういうことかといいますと、余震が心配なので屋内退避を行わず即時避難を行った、そうすると大渋滞が発生します。あるいは、屋外避難を続けた場合、被爆してしまう危険性がある。こういう問題もでてくるわけですね。さらに避難手段は自家用車、バスといいますが、今回も問題となっているとおりに土砂崩れや橋の陥落などで想定していた避難経路が使えないなど、こういう問題が明らかになった以上、これはやはり県としてこの問題も含め、避難計画についてどのような認識があるのか、この問題の最後にお尋ねしておきたいと思います。

◎絈野健治危機管理監　原子力防災対策でございますが、福島原発の事故を教訓にいたしまして、国際基準を踏まえ、平成24年10月に原子力防災対策指針が改正されまして、従来10キロ圏の原子力防災対策を30キロ圏に拡大したということがございます。この際、委員御指摘のとおり、被爆に関する防護措置を短期間に効率的に行うために5キロ圏内については放射性物質の放出前に避難する。それから5キロから30キロ圏内については屋内退避を実施し、その後モニタリングの結果によって避難を行う、いわゆる二段階避難を行うことになっております。

　　　これは重点区間を拡大しましたので、まず近いところの人を逃がすと。近いところの人の避難が完了したら、それ以降の5キロから30キロ圏内については、放射性物質の放出状況等を踏まえて順次避難する。それが全体で放射能等の危険性といいますか、それを最小限にする方法だということで、ＩＥＡ等、国際機関等で標準的に認められている方式です。

　　　委員御指摘のとおり、地震と自然災害が同時に起こった場合、例えば地震による被害で自宅での屋内退避ができない場合もあるということがございます。そういった自宅での屋内退避ができない場合の対応といたしましては、県としても　全国知事会を通じまして、実効性のある原子力防災となるように国に対して働きかけているところです。

　　　3月11日に開催されました、原子力関係閣僚会議においては、国は関係自治体と緊密に連携し、当該地住民の人命最優先の観点から避難等の具体的な指示を行うというふうな考えが示されております。例えば5キロから30キロ圏内において、地震により自宅が倒壊したり、余震等の危険により自宅での屋内退避が困難な場合にはあらかじめ設定されております、近隣の安全な避難所にまず屋内退避していただく。その上で、仮にその近隣の避難所に収容できない場合については、地震による影響がない避難所に避難する。そういった現地の柔軟な対応がとれるような形で現在調整を進めておるところです。

それから、実際避難する際に避難路が土砂災害等で使えなくなる場合があると、そういうことです。基本的には複数の避難路を選定しているところです。仮に全避難ルートが使えない場合等の不測の事態が生じた場合については、自衛隊や消防機関のヘリであるとか、特殊車両であるとか、あらゆる手段を活用して住民の安全を確保するという体制になっております。このため、県では全国知事会等を通じまして、重大な原子力災害が起こった場合に備え、国と地方自治体、事業者との連携協力体制の整備に向けまして、法整備も含めて国が主体的かつ速やかな対応することや、自衛隊などの実動組織の支援、それから指揮命令系統に必要な資材の整備等について国の体制を明確にするなど、国に要望をしているところです。

こういった大規模な地震になりますと、県だけでは当然対応できないということで、国等の支援を、国等が第一線になって全体を指揮するような形での対応をとっていただくよう、今後とも要望していきたいというふうに考えております。

◎佐藤正幸委員　志賀原発敷地内に断層があって、しかも原発が地震に耐えられない可能性もあって、避難計國もいまだ現実的ではないと。私はこの際、2月の予算委員会でも指摘しましたけど、もう原発に依存しないためにどうするかというプロジェクトチームを立ち上げて、もうそういう選択肢を視野に置いた姿勢をしてもらいたいというふうに思っております。